

30—01 P U D T

審判請求書の補正と要旨変更

1. 審判請求書の補正

- (1) 審判を請求する者は請求書を特許庁長官に提出するが、その請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。

したがって、特許、実用新案（平成5年法前の旧実用新案を含む）、意匠、商標の審判では、次の事項についての補正で請求書の要旨を変更するものは認められない。

ア 当事者など

イ 事件の表示

ウ 請求の趣旨及びその理由

- (2) ただし、無効審判を除く特許、旧実用新案、意匠、商標の審判の請求の理由については、この限りでない（特 § 131の2①ただし書一、平5附4旧実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

- (3) 無効審判の請求の理由については以下のとおり（→51—04）。

ア 特許、旧実用新案、意匠、商標の無効審判においては、請求の理由の補正であっても、請求書の要旨を変更するものであってはならない（特 § 131の2など）。

イ 平成6年1月1日以降に新実用新案として登録されたものに対して請求された登録無効審判においては、請求の理由の補正は、請求書の要旨を変更するものであってはならない（実 § 38の2①）。

ウ 特許、新実用新案、旧実用新案、意匠の無効審判においては、審判長により請求の理由の要旨を変更する補正が許可される場合がある（特 § 131の2①ただし書二、実 § 38の2ただし書、平23附 § 19②旧実 § 41、意 § 52）。

- (4) 訂正審判請求書の記載が、記載要件（特 § 131③）を満たさないときには、審判長は特 § 133①の規定により補正を命じるが、当該命じられた事項についてされる

補正に限り、要旨を変更する補正が認められる（特§131の2①ただし書三）。

2. 当事者などの補正

(1) 請求人

請求人の補正は、請求人の同一性が失われないとき（例えば誤記の訂正）を除いて要旨変更となる（→22—01の9.）。

(2) 被請求人

被請求人の補正は、被請求人の同一性が失われないときを除いて要旨変更となる（→22—01の9.）。

共有者の一部のみを被請求人として表示した無効審判の請求において、被請求人に残りの共有者を補充することは原則として要旨変更となる（→22—03、51—05の2.）。

(3) 法人の代表者

当事者が法人であって、代理人がないときに請求書にその請求人の代表者名が欠落していることを補充し、また表示されている代表者名を変更する補正は、要旨変更とならない。

(4) 代理人

代理人の氏名の誤記を補正することは要旨変更とならない。弁護士・弁理士の場合、住所についての補正は要旨変更とならない。また、代理人が特許業務法人であって、請求書にその代理人の代表者名が欠落していることを補充し、また表示されている代表者名を変更する補正は、要旨変更とならない。

3. 事件の表示及び請求の趣旨の補正

(1) 出願番号又は権利番号の補正

出願番号又は権利番号の表示に誤りがあり、それを補正した場合、その誤りが単なる誤記などのように、その補正によって審判請求の対象の同一性を失わないときに限って要旨変更とならない（→21—05）。

(2) 請求の趣旨及びその理由の補正

ア 審判請求の対象である権利番号の補正（→(1)）

イ 特許（実用新案登録）無効審判の対象を特許（実用新案登録）請求の範囲に

記載されたある請求項に係る発明（考案）から別の請求項に係る発明（考案）に変える補正は要旨変更となる。

ウ 特許（実用新案登録）無効審判の請求の対象が、ある請求項に係る発明（考案）であったが、審判による訂正（訂正請求）の結果によって別の請求項に係る発明（考案）となったとき、訂正後の請求項に係る発明（考案）を請求の対象とする補正は要旨変更とならない。

エ 商標登録の無効の審判の請求を商標登録の取消の審判の請求とする補正は要旨変更となる。

オ 訂正審判における添付明細書、特許請求の範囲又は図面の補正（→54—05.1）

カ 訂正請求における添付明細書、特許請求の範囲又は図面の補正（→51—14の3.）

キ 意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判において、補正の却下の決定の日付を変更する補正は要旨変更となる（明白な誤記の場合を除く）。

4. 請求の理由の補正（→1. (2) (3)）

5. 商標登録異議申立書の要旨の変更（→66—03の3.）

6. 特許異議申立書の要旨の変更（→67—04の2.）

(改訂H27.2)